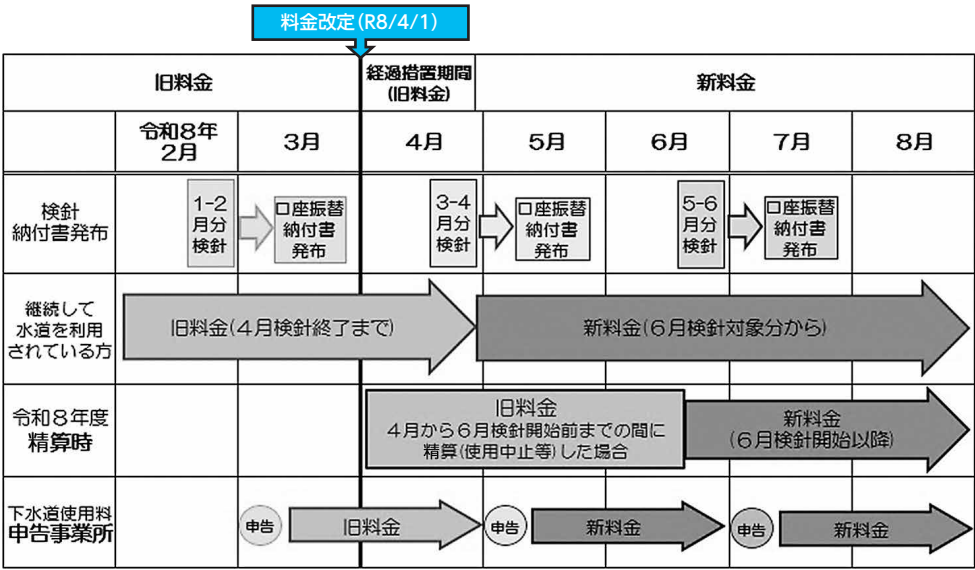


改定スケジュール



- 新料金の適用は、令和8年6月中旬から下旬にかけて実施する定例検針からとなります。
- 令和8年5月にご請求する料金は旧料金、令和8年7月にご請求する料金は新料金となります。
- 令和8年6月の定例検針開始前に水道使用中止等による精算をした場合は旧料金となります。
- 排水量申告事業所については、令和8年5月の申告水量に対しては旧料金、令和8年7月以降の申告水量に対しては新料金となります。

料金改定の主な内容 ※1か月につき、税抜単価

水道料金比較表					
メーター 口径	基本料金(円)		従量料金(円)		
	新	旧	使用水量	1㎡あたり単価	
13mm 及び 20mm	650	500	1㎡～5㎡	51	0
			6㎡～10㎡	102	75
			11㎡～20㎡	116	85
			21㎡～30㎡	190	140
			31㎡～50㎡	259	190
25mm 30mm 40mm 50mm 75mm 100mm	3,900 5,200 9,100 14,300 29,900 52,000	3,000 4,000 7,000 11,000 23,000 40,000	1㎡～10㎡	65	0
			11㎡～20㎡	130	100
			21㎡～30㎡	221	170
			31㎡～50㎡	286	220
			51㎡以上	310	265

下水道使用料比較表

- ▶基本的に使用水量＝排除量です。
- ▶下水道使用料にはメーター口径別による区分はありません。

排除量	基本料金(円)		超過使用料(円)		
	新	旧	排除量	1㎡あたり単価	
10㎡ まで	1,500	1,000	11㎡～20㎡	185	130
			21㎡～30㎡	205	150
			31㎡～50㎡	225	170
			51㎡～100㎡	245	190
			101㎡～200㎡	265	210
			201㎡～400㎡	275	230
			401㎡～600㎡	285	250
			601㎡以上	295	270

管理型浄化槽使用料比較表

- ▶基本的に使用水量＝排除量です。
- ▶浄化槽使用料にはメーター口径別による区分はありません。

排除量	基本料金(円)		超過使用料(円)		
	新	旧	排除量	1㎡あたり単価	
10㎡ まで	1,500	1,500	11㎡～20㎡	185	130
			21㎡～30㎡	205	150
			31㎡～50㎡	225	170
			51㎡～100㎡	245	190
			101㎡～200㎡	265	210
			201㎡～400㎡	275	230
			401㎡～600㎡	285	250
			601㎡以上	295	270

令和8年4月1日より
水道料金・下水道/浄化槽使用料を改定します



町では、重要インフラである水道、下水道及び浄化槽を、将来にわたって安全に、安心してご利用いただくため、令和8年4月1日より料金・使用料を改定します。皆様のご理解とご協力をお願いします。
問 上下水道課 TEL 0493-62-0728

料金改定の背景

水道事業、下水道事業及び浄化槽事業は、料金収入を基本財源として、「独立採算制」により運営しています。水道料金は平成17年度より20年間、下水道使用料は供用開始の平成6年度より31年間、皆様の負担を軽減できるよう、消費税率改定以外の単価の値上げは実施せず、過去3回続けた水道料金値下げやコロナ対策による水道基本料金減免に取り組んできました。

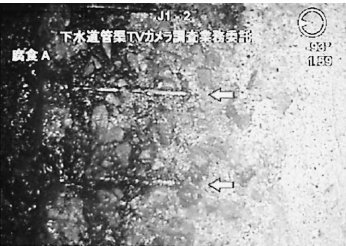
しかし、令和5年度決算を基にした財政シミュレーションにおいて、数年後には財源が大幅に不足し、経営状況が大変厳しくなることが見込まれます。このままでは安全な水道水を安定して提供すること、また、安心な排水処理を維持することが大変難しくなる見込みであるため、料金改定を実施することとなりました。

料金改定の主な理由

- 1. 有収水量の減少**
水道水のうち、皆様のご使用になる水量を「有収水量」といい、これによる料金収入が水道事業の収入のほとんどを占めています。
この「有収水量」が平成30年度を境に減少し続けています。この理由は、人口減少や老朽管の破損事故の増加等によるものです。
今後も人口減少や老朽管の破損等により「有収水量」がさらに減少するため、経営を圧迫していきます。
- 2. 埼玉県へ支払う費用の増加**
嵐山町では、水道水の約3割を埼玉県企業局から購入しています。また、下水の汚水処理は県の処理場で処理されています。
県では、これら水道水供給単価及び汚水処理単価について、令和8年4月1日より、それぞれ値上げを予定しています。このことにより、町では上下水道併せて年間約4,500万円の負担増となる見込みです。
- 3. 施設維持管理費の増加**
水道管などの施設は、昭和中頃の高度経済成長期から建設・布設されたもので、それらの耐用年数により、現在一斉に更新時期を迎えています。また、人口減少の時代に合った水道施設の更新、耐震化や道路陥没事故の原因と言われる硫化水素による腐食した管路の更新工事等も進める必要があります。しかし、物価高騰の影響により、これらの費用が増大しています。



水道管の老朽化



下水道の腐食



下水道管道路陥没

料金改定の検討

料金改定にあたっては、知識経験者、関係団体の代表者、上下水道利用者等で構成される「嵐山町上下水道事業運営審議会」において、令和4年度より料金改定に向けた検討を重ねてきました。

この結果、令和7年6月26日付で、水道料金、下水道使用料及び浄化槽使用料の改定についての答申をいただきました。また、令和7年9月17日の嵐山町議会において、料金改定にかかわる条例改正議案が可決されました。

この可決された条例に基づきまして、令和8年4月1日の改定を実施します。



審議会の風景